

経営改善に取り組む小規模事業者の皆様を応援します！

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

利子補給制度のご案内

旭川市では、市内の小規模事業者の経営改善及び経営基盤の強化を支援するため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の利用者に対し、支払った利子の一部を補給します。

補給率

年**1.6%**相当額

補給対象期間

融資の利子支払回数 **12回**

■ 対象となる方

マル経融資を借り入れた方で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 融資実行日が令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金）までであること
- ② 交付申請時において、事業を営んでいること
- ③ 交付申請時において、市町村税の滞納がないこと

※ 交付対象者が複数の対象融資を利用している場合、交付対象となる融資は1口とします。

■ 補助対象期間

- **令和8年2月2日（月）～7月31日（金）までの間に実行**
令和8年8月3日（月）以後、最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで
- **令和8年8月3日（月）～令和9年1月29日（金）までの間に実行**
対象融資に係る最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで

■ 申請時期

令和9年2月 令和8年8月～令和9年1月の支払済み利子分
令和9年8月 令和9年2月～令和9年7月の支払済み利子分
令和10年2月 令和9年8月～令和10年1月の支払済み利子分
令和10年3月 令和10年2月の支払済み利子分

※ 予算の範囲内で実施するため、受付を終了する場合があります。

■ 申請から利子補給金の支払までの流れ

- 1 日本政策金融公庫** マル経融資を実行（実行日：令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金））
- 2 申請者 → 旭川商工会議所・あさひかわ商工会** 「交付申請書兼請求書」に日本政策金融公庫が発行する「お支払済額明細書」及び「利息支払証明書」、納税証明書等を添えて提出します。
- 3 旭川商工会議所・あさひかわ商工会 → 旭川市** 申請書類を取りまとめ、市へ提出します。
- 4 旭川市 → 申請者** 審査の上、交付決定通知書を交付し、利子補給金を支払います。

申請のご相談・受付窓口

旭川商工会議所 産業支援部産業支援課

〒070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階
TEL 0166-22-8414

あさひかわ商工会

〒079-8412 旭川市永山2条19丁目5番11号
TEL 0166-48-1651

補助事業に関するお問合せ先

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階
TEL 0166-25-7042（直通）

FAX 0166-24-7833

E-mail keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

※ 交付申請書兼請求書等の各種様式は、旭川市ホームページからダウンロードできます。

※ この補給金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。